



広報

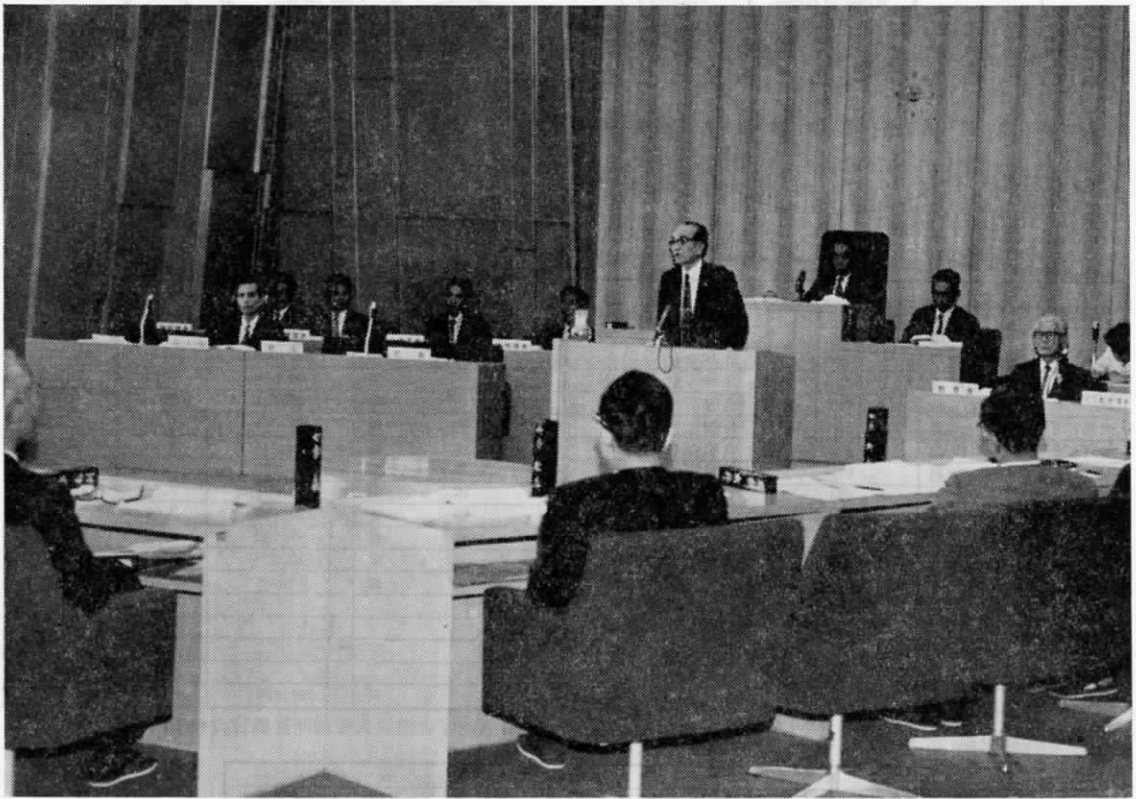
3月号 No. 149

おんが

発行 昭和48年3月10日

発行所 遠賀町役場庶務課

印刷 冷牟田印刷合資会社



— 昭和48年度予算議会招集さる —

第2回定例議会が3月10日招集され、24日までの15日間の会期で昭和48年度一般会計予算をはじめ13議案が審議されます。これによって本町の昭和48年度施政方針が決ります。

人のうごき (2月の住民基 本台帳から)

人口	9,904人 (+42)
男	4,709 (+19)
女	5,195 (+23)
世帯数	2,597戸 (+12)

() 内は前月比

二十五日	二十三日	二十一日	八日	七日	三日	一日
電気記念日	放送記念日	春分の日	国際婦人デー	消防記念日	桃の節句、耳の日	根募金 全国緑化運動(緑の羽)

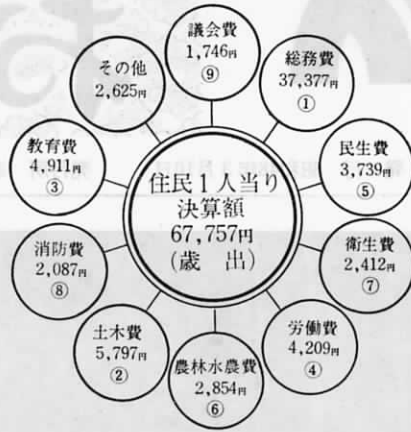
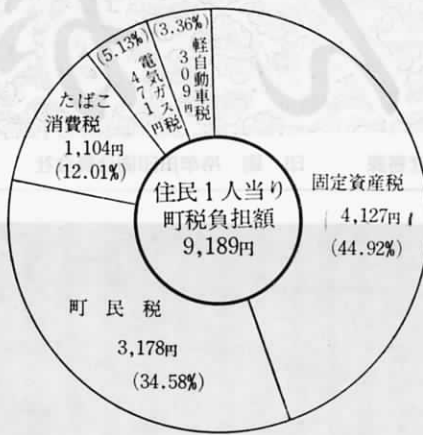
3月のこよみ



納めた税金はこのように使われました。

—昭和46年度 決算認定さる—

昭和46年度の才入才出決算が去る12月12日招集の議会で認定されましたのでその概要をお知らせします。なお、住民1人当りの税負担額9,189円、才出決算額67,757円(図表参照)という結果になっております。



人口 9,710人 (昭47年3月31日現在)

一般会計

才入				才出			
区分	46年度決算額	構成比	45年度決算額	区分	46年度決算額	構成比	45年度決算額
町税	89,223	12.57	79,771	議会費	16,953	2.58	16,639
地方譲与税	780	0.10	—	総務費	362,929	55.16	82,512
自動車取得税交付金	6,326	0.89	5,604	民生費	36,310	5.52	32,123
地方交付税	185,091	26.07	145,891	衛生費	23,421	3.56	9,791
交通安全対策・特別交付金	288	0.04	174	労働費	40,868	6.21	39,634
分担金及び負担金	16,425	2.31	11,562	農林水産費	27,711	4.21	36,307
使用料	975	0.14	982	商工費	822	0.12	702
手数料	854	0.12	778	土木費	56,294	8.56	74,069
国庫支出金	81,849	11.53	84,866	消防費	20,270	3.08	4,178
県支出金	10,243	1.44	7,015	教育費	47,682	7.25	77,324
財産収入	5,943	0.84	10,989	災害復旧費	12,575	1.91	329
寄付金	—	—	100	公債費	12,085	1.84	11,803
繰入金	73,406	10.34	—				
繰越金	20,401	2.87	18,182				
諸収入	50,356	7.09	24,198				
町債	167,900	23.65	15,700				
才入合計	710,060	100.00	405,812	才出合計	657,920	100.00	385,411

才入・才出差引 52,140千円 (内庁舎建設費繰越明許費17,743千円)

国民健康保険事業特別会計

才入			才出		
区分	46年度決算額	45年度決算額	区分	46年度決算額	45年度決算額
保険税	25,365	21,213	総務費	6,300	5,279
国庫支出金	29,000	29,284	保険給付費	44,011	45,262
県支出金	116	96	健康施設費	1,971	1,718
他会計繰入金	—	3,000	基金積立金	2,319	174
繰越金	6,374	3,200	その他の収支	1,156	1
その他の収入	892	2,015			
才入合計	61,747	58,808	才出合計	55,757	52,434

被保険者1人当り
保険税負担額 8,172円

被保険者1人当り
保険給付費 14,179円

才入才出差引 5,990千円

農業共済事業特別会計

才入			才出		
区分	46年度決算額	45年度決算額	区分	46年度決算額	45年度決算額
共済掛金及び交付金	2,790	2,778	共済勘定	524	509
保険金及び診療補てん金	761	684	共済金	1,093	821
連合会無事戻金	204	474	無事戻金	508	1,186
その他の収入	2,539	718	その他	1,708	38
業務勘定	4,256	3,728	業務勘定	3,854	3,039
繰入金	939	802	連合会支出金	157	162
その他の収入	1,706	785	その他	1,644	2,126
才入合計	13,195	9,969	才出合計	9,488	7,881

才入才出差引 3,706千円

世帯更生資金について

県社会福祉協議会では、低所得者を対象とした、更生資金の貸付業務を行なっております。その概要は次のとおりです。必要の場合は貸付申請をされますようお願いいたします。

尚、修学資金の内 修学費は四月迄 支度金は三月迄 受付分に限り貸付けられますのでご希望者は至急申請下さい。

申請場所 役場厚生課 ※申請にあたっては地区民生委員と充分協議の上申請して下さい。

世帯更正資金貸付金の種類と内容

資金の種類		貸付限度	据置期間	償還期限	備 考
更生資金	生業費	200,000円以内	1年以内	6年以内	貸付限度 特に必要と認められる場合 400,000円以内
	就職支度費	30,000円以内	6月以内		
	技能習得費	月額 3,000円以内	技能習得期間満了後 6月以内		
身体障害者 更生資金	生業費	200,000円以内	1年以内	8年以内	貸付限度 特に必要と認められる場合 400,000円以内
	就職支度費	30,000円以内	6月以内		
	技能習得費	月額 3,000円以内	技能習得期間満了後 1年以内		
生活資金		月額 11,000円以内	習得期間満了後又は療養資金最終貸付後 6月以内	5年以内	貸付期間 3年以内
福祉資金	結婚費 出産費 葬祭費	50,000円以内	6月以内	3年以内	出産費…8,000円以内 (施設内分娩時) 20,000円以内 葬祭費…10,000円以内
	器具購入費				(老人、身障者等の器具購入費)
	転宅費 給水電気暖房設備費				転宅費 18,000円以内
住宅資金		300,000円以内	6月以内	6年以内	
修学資金	修学費	月額 高校 3,000円以内 高専(1.2.3年) 3,500円以内 国公立高専(4.5年) 3,000円以内 私立高専(4.5年) 4,000円以内 国公立短大 6,000円以内 私立短大 7,000円以内	卒業後 6月以内	8年以内	特に必要と認められる場合 高校 4,000円以内 高専(1.2.3年) 4,500円以内 国公立高専(4.5年) 6,000円以内 私立高専(4.5年) 7,500円以内 国公立短大 8,000円以内 私立短大 9,500円以内
	就学支度費	高(校) 高専) 20,000円以内 短大) 30,000円以内			自宅通学の場合 高校・高専 15,000円以内 短大 20,000円以内
療養資金		100,000円以内	最終貸付後 6月以内	5年以内	特に必要と認められる場合 150,000円以内
災害援護資金		150,000円以内	1年以内	6年以内	

年金制度は通算されます

わが国には、現在八種類の年金があり、その人の職業により加入する制度が異なっていますが、すべての国民がいずれかの年金制度に加入する国民皆年金の制度がしかれていません。

これらの年金制度においては、いずれも老後の所得保障を目的とした老齢年金または退職年金が年金給付の中心となっていますが、老齢(退職)年金を受けるためには、二〇年もしくは二五年という長期間その制度に加入していることが条件となっています。

したがって、ひとつの年金制度において老齢(退職)年金をうけるために必要な加入期間を満たす前に転職等により他の年金制度の加入者となった人は、老齢(退職)年金がうけられないということになってしまいます。

これでは、せっかくの国民年金体制は名ばかりで、実効を伴わないこととなりますので、各年金制度の加入期間に合算して一定の加入期間があるときは、各年金制度からそれぞれの加入期間に応じた通算老齢年金または通算退職年金を支給することによって老後の所得保障をすることとしています。

これが通算年金制度です。

一、通算される年金制度
加入期間が通算される年金制度は次の八種類の公的年金制度です。

- (一) 厚生年金保険
 - (二) 船員保険
 - (三) 国民年金
 - (四) 国家公務員共済組合
 - (五) 地方公務員等共済組合
 - (六) 私立学校教職員共済組合
 - (七) 公立企業体職員等共済組合
 - (八) 農林漁業団体職員共済組合
- 二、通算される加入期間
通算の対象となる加入期間は、原則としてひとつの年金制度の加入期間が一年以上あり、かつ昭和三十六年四月一日以後の加入期間でなければなりません。厚生年金と船員保険の加入期間は同日以後にいずれかの年金制度に加入すれば、同日以前の加入期間も通算の対象となる加入期間となります。ただし、脱退手当金を受けた期間は除かれます。また国民年金の任意加入の対象とされているサラリーマンの配偶者や、すでに老齢年金、退職年金、恩給などを受けている方とその配偶者が国民年金に任意加入しなかった期間があるときは、その期間も通算の対象となる加入期間となります。このほか、昭和三十六年四月一日において、現に加入していた共済組合制度の同日まで引き続く加入期間は、通算対象となる加入期間となります。
- 三、通算老齢年金の受給要件
厚生年金保険の加入期間が一年以上あって、(一)各年金制度の加入

期間と合算して二十五年以上あるか、(二)国民年金制度以外の加入期間と合算して二〇年以上あるか、または、(三)他の年金制度から老齢年金、退職年金または恩給などを受ける資格がある場合には、通算老齢年金の受給資格期間を渡していることとなります。

なお、この受給資格期間の「二十五年」については、昭和五年四月一日前に生れた人は、年齢に応じて一〇年から二十四年までの短縮措置がとられます。

通算老齢年金の支給開始年齢は厚生年金保険など被用者の年金制度は六十才から、国民年金は六十五才です。なお、厚生年金保険では、在職者でも六十五才に達すれば通算老齢年金が支給されます。受給要件を満たしたときは、早めに入用していた各年金制度に請求をいたしましょう。

水稻湛水直播栽培 演会開催及び栽培研 究会の結成について

近年米の大幅な需給緩和から米をめぐる諸情勢は急激に変化しているところであり、本町稲作指導の方向として産米の品質改善及び安定省力栽培の普及推進を目的として講演会を開催しますので多数受講下さるようお願いいたします。

尚、講演会終了後栽培研究会の結成を行いますので加入希望者は栽培面積を把握のうえ出席

下さい。

記

1 日時 昭和48年3月22日

午後1時30分

2 場所 遠賀町公民館ホール

3 主催 北九州普及所・遠賀町役

4 講師

熊本県宇城農業改良普及所
谷口技師

北九州農業改良普及所
林 技師

保健メモ 便秘に悩む人へ

下痢をすると大ききわがして、便秘には案外平気な人がいるものです。しかし、便秘も長く続くと下腹部の圧迫感や食欲不振、頭痛、不眠などの症状がでてきます。その結果、精神の集中力が減退し、作業能率も低下してきますから、日常生活にはずいぶん支障をきたします。

便秘を防ぐための食事としては主食に七分づき米、麦めし、黒パン、ソバなどがよく、副食には植物繊維を多く含む野菜類が理想的です。サラダ・豆、いも、わかめ、かんでんなどは腸壁を刺激して腸のぜん動を高めます。また早朝の空腹時に飲む冷たい水、牛乳、食塩水、果汁などもよく、バター、マヨネーズなどの良質の脂肪も効果的です。



便秘になると、不快感をなくしたいために、すぐ下剤を飲む人がいます。しかし、強い薬でないとき、そのときだけ飲んであまりききめはありません。効果の点だけからいうと、漢方薬などの弱い薬を毎日飲んだ方が便通をよくします。しかし、下

食事療法のほかには、気分転換をかねた適度の運動や入浴、腹壁マッサージが日常励行したい予防法ですが、なんといいも規則正しい生活と規則正しい排便の習慣をつけることが第一です。

尚、講演会終了後栽培研究会の結成を行いますので加入希望者は栽培面積を把握のうえ出席

衛生だより

〇母子手帳交付について

現在、母子手帳を随時に交付しておりますが、3月からは毎週土曜日午前10時から保健室で交付することにいたしましたのでお知らせします。

〇狂犬病予防注射実施

昭和48年度春秋狂犬病予防注射を左記のとおり実施しますので、犬を飼っている人はかならず受け下さい。

実施日時及び場所

- 4月2日(月)
 - 10時～11時30分 虫生津公民館
 - 13時30分～15時30分 浅木小学校講堂
- 4月3日(火)
 - 10時～11時30分 島門小学校講堂
 - 13時30分～15時30分 遠賀町公民館

手数料

登録及び注射 五〇〇円

遠賀町史蹟散歩のお知らせ

郷土文化研究会では町内南部地区の史蹟散歩を催しますから希望者は多数ご参加下さい。

一、とき 三月二十五日(日)

午前九時

木守井神社集合

一、ところ 木守井高家一花園

虫生津

一、持参品 弁当

〇ジュニアリーダーの募集について

町公民館では剣道教室を現在毎週火・金に開設しておりますが、三月から毎週日曜日に卓球教室を四月から、同じく毎週日曜日に陸上教室を開設します。高校生・青年の方で各教室の指導をしていただける方は遠賀町教育委員会までお知らせ下さい。

〇剣道教室の生徒募集について

町公民館では第二次剣道教室の生徒を募集いたしますので希望者は次の要領で多数申し込んで下さい。

記

- 一、稽古日(毎週二回) 木曜日・土曜日午後六時から：人員の少ない時は火曜・金曜に変更します。
- 二、会場 町公民館ホール
- 三、資格 小学四年生以上
- 四、会費 毎月千円(内訳月謝八百円・後援会費二百円)
- 五、経費 防具一式約一万六千円
- 六、申し込みについて 氏名・生年月日・住所・学校学年・身長・保護者を記入のうえ教育委員会まで申し込んで下さい。〆切は三月二十日まで。

〇毎日走ろう会の生徒募集について

かねてより計画しておりました毎日走ろう会を開くはこびとなりました。走る事を通して正しい人格の養成と肥満な身体をなくし、健全な体力の持主をつくりあげて行きたいものです。多数申し込んで下さい。(四月第一日曜日から予定)

記

- 一、資格 町内に在住する小・中・高校生(男女問わず)但し小学生は四年生以上に限る。
- 二、実施日 毎週日曜日午後二時から四時まで(雨天を除く)その他の日は各自自宅付近で毎日走ること。
- 三、会場 遠賀中学校グラウンド
- 四、会費 毎月三〇〇円
- 五、申込期限 三月二十五日まで
- 六、申込先 遠賀町教育委員会まで氏名・年令・住所・学校学年・保護者名を記入すること

献血日のお知らせ

昭和四十七年度最後の集団献血を左記により実施いたしますので、町民各位の温い献血参加を是非お願い申し上げます。

尚、献血に参加していただいていますと、万一、本人又は、同居の家族の方に血液の必要を生じた時は、必要血液全部を血液センターに於て確保いたします。

記

- 一、集団献血日 三月二十七日(火)
- 一、場所 町公民館ホール
- 一、時間 午前十時～午後四時

〇献血出来る人は十六才以上六十才未満の人です。

〇会場に於て、血圧等の関係で献血出来ない場合でも、万一の場合の血液の確保をいたします。

心配ごと相談について

三月の心配ごと相談所を、左記のとおり開設いたしますので日常生活上の諸問題につき、御自由に御相談においで下さい。

記

- 日時 三月二十三日(金) 午後一～四時
- 場所 町公民館広間
- 相談員 民生委員、人権擁護委員、保護司、身障会委員、運転者協会、他。

電話公売のお知らせ

電話加入権を次のとおり公売いたしますのでご希望の方は時間厳守の上遠賀町役場にお出下さい

- 一、公売する電話番号
 - ①〇五二二 ③〇八〇六
 - ③一二八六 ③〇七七〇
 - ③〇六七六
- 一、日時 三月二十三日午前11時
- 一、公売の方法 競争入札

(若松財務事務所)

現金送金は必ず現金書留で

入学や就職シーズンを迎え、お金を送る機会が多くなりますが、いちばん手軽な方法として現金封筒(郵便局の窓口で発売しています)一枚五円)を使用し、額の多少にかかわらず「現金書留」にし

て下さい。また差し出すときはポストに入らず、郵便局の窓口へ差し出し、万一事故が起ったときに補償を要する額を申し出て、受領証を受取り先方に到着したことを確認するまで大切に保存するようにして下さい。

普通郵便の中に現金を入れることは違反ですが、まだ入れられる例が見受けられます。このような郵便は万一紛失しても補償されないばかりでなく、発見されたときは、差出人に返送されたこと、書留料の二倍を徴収されることになっていきますからご注意ください。

昭和48年年賀はがきの

お年玉引換について

当せんした年賀はがきをお持ちの方は、早目に郵便局へお申し出ください。当せんした年賀はがきは、くじ番号を切り離さずにお持ちください。また三等以上は当せんしたくじ番号の余白に受取人の署名か、なつ印が必要です。以上遠賀川郵便局から

香典返しお礼

次の方から香典返しとして町社会福祉協議会にご寄付をいただきました。心から故人のご冥福をお祈りしますと共に、ご遺族に対して厚くお礼申し上げます。

- 一、金巻封
- 故 添田ヒサコ様
- 故 西田 宇一様
- 尾崎 西田勝美殿